

民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

(令和7年7月7日庁内達第20号)

民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱(平成4年1月1日)の全部を改正する。

第1 目的

この要綱は、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内(以下「管内」という。)の民間による患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者(車椅子専用)に対し必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

第2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「患者等」とは、健常者以外の者並びに車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び寝たきりの老人をいう。
- 2 「患者等搬送業務」とは、患者等を搬送するため必要な構造及び設備を備えた専用車を使用し、患者等を医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎のために搬送する業務をいう。
- 3 「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送事業を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- 4 「患者等搬送事業者(車椅子専用)」とは、患者等搬送事業(車椅子専用)を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- 5 「認定事業者」とは、第5第1項による認定を受けた患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者(車椅子専用)をいう。
- 6 「乗務員」とは、患者等搬送用自動車に乗務し、患者等搬送業務に従事する者をいう。
- 7 「乗務員(車椅子専用)」とは、患者等搬送用自動車(車椅子専用)に乗務し、患者等搬送業務に従事する者をいう。

第3 指導

消防長は、管内の患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者(車椅子専用)に対し、次の基準により必要な指導を行うものとする。

1 患者等搬送事業実施の基本原則

- (1) 患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者(車椅子専用)は、患者等からの通報の適性処理及び患者等の搬送技能向上に努めること。

(2) 患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）は、緊急性のない者を搬送対象とすること。

(3) 患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）は、事業の社会的責任を十分自覚し、関係法規を遵守すること。

2 応急手当の実施

患者等搬送業務は、症状の悪化防止に万全の配慮をし、搬送途上において症状が悪化し緊急やむをえない場合は、必要最小限度の応急手当を実施するものとする。

3 消防機関への通報等

患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）は、次の一に該当する場合は、119 番等により、患者等の居る場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。

(1) 患者等の搬送依頼時の依頼内容、又は症状の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合。なお、この場合は、併せて乗務員又は乗務員（車椅子専用）を派遣すること。

(2) 患者等の搬送依頼があった場所に到着後、症状等から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合

(3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合

4 乗務員及び乗務員（車椅子専用）の要件

乗務員及び乗務員（車椅子専用）は、満 18 才以上の者で、次のいずれかに該当する者をもって充てること。

(1) 乗務員

① 別表第 1 に定める乗務員基礎講習を修了した者

② 別表第 2 に定める第 4 項第 1 号①の者と同等以上の知識及び技能を有する者で、特例認定者申請書（別記第 1 号様式）により申請した者（以下「特例認定者」という。）

(2) 乗務員（車椅子専用）

① 前号①及び②に定めるもの

② 別表第 1 に定める乗務員（車椅子専用）基礎講習を修了した者

5 適任証の携帯

乗務員及び乗務員（車椅子専用）は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証を携帯すること。

6 知識技能の維持管理

乗務員及び乗務員（車椅子専用）の患者等搬送業務に必要な知識及び技能の向上に努め、2 年に 1 回以上、別表第 1 に定める定期講習（以下「乗務員・乗務員（車椅子

専用)再講習」という。)を受講させること。

7 運行体制

患者等搬送事業者又は患者等搬送事業者(車椅子専用)は運行に際し、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき第3第4項第1号の要件を満たす2名以上の乗務員をもって業務を行わせること。ただし、乗務員以外に医師若しくは看護師等が同乗する場合、又は退院等を目的とした運行をする場合は乗務員を1人とすることができる。
- (2) 患者等搬送事業者(車椅子専用)は、患者等搬送用自動車(車椅子専用)1台につき第3第4項第2号の要件を満たす1名以上の乗務員(車椅子専用)をもって業務を行わせること。ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師を同乗させる、又は乗務員(車椅子専用)数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。

8 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)の要件

(1) 共通事項

- ① 十分な緩衝装置を有すること。
- ② 換気及び冷暖房の装置を有すること。
- ③ 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- ④ 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

(2) 患者等搬送用自動車

- ① 乗車定員は4名以上であること。
- ② ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- ③ ストレッチャーは長さ1.9m以上、幅0.5m以上、高さ0.24m以上のものであること。
- ④ ストレッチャーは、患者等固定用ベルトを有するものであること。

(3) 患者等搬送用自動車(車椅子専用)

- ① 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- ② 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。

9 車両の外観

- (1) 患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車(車椅子専用)の車体には、別表第3により表示を施すこと。
- (2) 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。

10 積載資器材

患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)には、別表第4に定め

る資器材を積載すること。

11 消毒の実施

- (1) 患者等搬送用自動車、患者等搬送用自動車（車椅子専用）及び積載資器材の消毒は、次に掲げるところにより行うこと。
 - ① 定期消毒にあつては毎月1回以上、使用後消毒にあつては毎使用後とすること。
 - ② 消毒の実施要領は、別表第5によること。
 - ③ 医師から消毒について特別な指示があつた場合は、指示に基づいた消毒を行うこと。
- (2) 前号①の定期消毒を実施したときは、その旨を消毒実施記録票（別記第2号様式）に記録し、車内の見やすい場所に表示しておくものとする。

12 衛生・安全管理

- (1) 患者等搬送用自動車、患者等搬送用自動車（車椅子専用）及び積載資器材は、点検整備を確実に行之、清潔の保持に努めること。
- (2) 乗務員及び乗務員（車椅子専用）の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、常に清潔の保持に努めること。
- (3) 患者等の搬送に当たっては、患者等及び同乗者に対し安全ベルトを着装させる等、安全搬送のための措置を講ずること。

13 事業案内

パンフレット等の事業案内には、救急隊と同レベルの活動及び「緊急の業務」を行っている等、住民に誤解を与えるような表示又は表現をしないこと。

第4 講習及び適任証

乗務員及び乗務員（車椅子専用）の講習及び適任証の交付は、次によるものとする。

1 講習

- (1) 消防長は、乗務員及び乗務員（車椅子専用）に対し、患者等搬送業務に必要な知識及び技能を習得させるため、別表第1に定める基礎講習及び乗務員・乗務員（車椅子専用）再講習を実施するものとする。
- (2) 前号に定める講習を受講する者は、講習受講申請書（別記第3号様式）により消防長に申請しなければならない。

2 適任証の交付等

- (1) 消防長は、第3第4項の該当者に対して、患者等搬送乗務員適任証（別記第4号様式の1）又は患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（別記第4号様式の2）を交付する。
- (2) 適任証の有効期間は、2年間とする。ただし、第3第6項に定める乗務員・乗務員（車椅子専用）再講習を受けた者についてはさらに2年間有効とし、それ以降も

同様とする。

3 適任証の再交付

- (1) 適任証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者は、適任証再交付申請書（別記第5号様式）により、適任証の再交付を申請することができる。
- (2) 再交付に係る手数料は徴取しないものとする。ただし、送付を求めようとする者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

第5 認定等

患者等搬送事業及び患者等搬送事業（車椅子専用）の認定等については、次によるものとする。

1 認定

消防長は、別表第6に掲げる認定基準に適合する患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）に対し、別表第7に掲げる遵守事項を履行することを条件に、適合する事業者として認定するものとする。

2 認定対象事業者

認定対象となる患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）は、道路運送法に定める次の者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

3 認定の申請

認定を受けようとする者は、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定（更新）申請書（別記第6号様式（その1）（その2））に乗務員・乗務員（車椅子専用）名簿（別記第7号様式）及び患者等搬送用自動車・患者等搬送用自動車（車椅子専用）届（別記第8号様式（その1）～（その3））を添えて消防長に申請するものとする。

4 認定の審査等

消防長は、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定申請書を受理したときは、認定審査基準表（別記第9号様式）により審査を行うものとする。

5 認定証等の交付

- (1) 消防長は、審査基準に適合していると認めたときは、速やかに認定（否認定）結果通知書（別記様式第10号）により通知するとともに、認定証（別記第11号様式の1又は別記第11号様式の2）、患者等搬送事業者認定マーク（別図第1又は第2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図第3又は第4）（以下「認定証等」という。）

を認定事業者に交付するものとする。

(2) 消防長は、認定証等の交付時、認定事業者から認定証等受領書（別記第 12 号様式）を徴するものとする。

(3) 消防長は、患者等搬送事業又は患者等搬送事業（車椅子専用）を認定しなかったときは、別記第 10 号様式により申請者に通知するとともに、審査基準に適合するように指導するものとする。

6 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して 5 年とする。

7 認定の更新

(1) 認定事業者は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、当該認定の有効期間の満了する日の 1 ヶ月前から、当該期間が満了する日までの間に消防長に更新の申請をするものとする。

(2) 更新時の手続き及び事務処理については、認定時の規定を準用するものとする。

8 認定証等の再交付

(1) 認定事業者は認定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定証等再交付申請書（別記第 13 号様式）により消防長に認定証等の再交付を申請することができる。

(2) 再交付に係る手数料は徴取しないものとする。ただし、送付を求めようとする者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

9 認定の失効

次の一に該当するときは、認定はその効力を失うものとする。

(1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の免許等が取り消され又は失効したとき。

(2) 患者等搬送事業又は患者等搬送事業（車椅子専用）を廃止したとき。

(3) 認定の有効期間が満了したとき。

10 認定事業者の調査については、次によるものとする。

(1) 消防長は、認定事業者に対し認定基準の履行状況等について、年 1 回以上調査するものとする。

(2) 消防長は、前号の調査結果から不適事項が認められたときは、認定基準に適合し、遵守義務を履行するよう指導するものとする。

11 認定の取消

(1) 消防長は、次の一に該当するときは、認定を取り消すことができる。

① 別表第 6 の認定基準に適合しなくなったとき。

② 別表第 7 の遵守事項を履行しないとき。

③ 業務実施中、重大な事故を発生させたとき。

- ④ その他、認定を継続することが、不適当と判断されるとき。
- (2) 消防長は、認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記第 14 号様式）を速やかに患者等搬送事業者又は患者等搬送事業者（車椅子専用）に交付するものとする。

12 認定証等の返納

- (1) 認定事業者は、次の一に該当するときは、消防長に認定証等を返納しなければならない。
 - ① 道路運送法に定めるところにより国土交通大臣の免許が取り消され、又は失効したとき。
 - ② 認定事業者としての認定を取り消されたとき。
 - ③ 認定の更新申請をせず、認定の有効期間が満了したとき。
 - ④ 認定証等の再交付を受けた場合において、認定証等を発見し、又は回復したとき。
- (2) 消防長は、前号の認定証等の返納が行われない場合は、認定証等返納請求書（別記第 15 号様式）により認定証等の返納を求めるものとする。
- (3) 消防長は、認定証等を返納させたときは、患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）に「八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部認定」の表示が記載されている場合、その表示を削除させるものとする。

第 6 報告、届出等

認定事業者は、以下に該当する場合は、消防長に報告又は届け出るものとする。

1 特異事案の報告

- (1) 患者等搬送業務中において、次の一に該当する事案を扱い、又は発生させたときは、特異事案報告書（別記第 16 号様式）により速やかに消防長に報告すること。
 - ① 患者等を搬送中に容態変化があり応急手当を実施した場合
 - ② 患者等を搬送中に容態変化があり救急隊を要請し、又は当初予定した収容先以外の医療機関等に収容した場合
 - ③ 法定伝染病、エイズ、B型肝炎等他の患者等に強い影響を及ぼす感染症患者を扱った場合（事後に判明した場合を含む。）
 - ④ 患者等を搬送中に交通事故等を発生させた場合で、救急隊を要請し、または当初予定した収容先以外の医療機関等に収容した場合
 - ⑤ その他患者等搬送中、搬送業務の遂行に支障を及ぼす重大な事故を発生させた場合
- (2) 消防長は、特異な事案等を覚知したときは、認定事業者に対し別記第 17 号様式により速やかに報告させるものとする。

2 事業の休止等

(1) 患者等搬送事業又は患者等搬送事業（車椅子専用）の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）休止（廃止）届出書（別記第 17 号様式）により消防長に届け出るものとする。

(2) 休止している事業を再開しようとするときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）再開届出書（別記第 18 号様式）により消防長に届け出るものとする。

3 事業内容の変更

患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定申請書の記載事項に変更があった場合は、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）内容変更届出書（別記第 19 号様式）により消防長に届け出るものとする。

4 事業に関する報告

認定業者は、事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告するものとする。

第 7 情報の提供等

消防長が行う情報の提供等については、次によるものとする。

(1) 消防長は、認定事業者から医療情報の照会があった場合は、消防本部で把握している医療機関に関する情報を提供するものとする。

(2) 消防長は、住民から患者等搬送事業者又は患者等搬送事業者（車椅子専用）の照会があった場合は、認定事業者を紹介するものとする。

第 8 その他

この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。